

農地法の許可申請等に必要な添付書類

区 分		種 別	添 付 資 料
3 条	所有権移転 (売買・交換・贈与)	申 請	全部事項証明書 (抵当権設定の場合は原則抹消済のもの) 貸借権が設定されている場合は解約が必要
	使用貸借権・ 賃借権設定		全部事項証明書 (抵当権設定の場合は権利者同意書が必要)
	賃借権移転		全部事項証明書 (抵当権設定の場合は権利者同意書が必要) 所有者の同意書
18条 (第6項)	合意解約	届 出 (許可不要)	(準備できる場合) 賃貸借契約書の写し

- 申請（届出）書類には譲渡人（貸人）と譲受人（借人）、両名の印鑑が必要。
- 代理人申請の場合は、委任状の添付が必要。（認印可）
- 譲渡人（貸人）または譲受人（借人）が新庄市で住民登録されていない場合、住民票抄本の添付が必要。
- 譲受人（借人）が新庄市で住民登録されていない場合、耕作証明書の添付が必要。
- 合意解約ができない解約は許可が必要となるため、詳細は事務局へお問い合わせください。